

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6月24日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県雲南市三刀屋町給下622-1

氏 名 株式会社都間土建

代表取締役 都間正隆

電話番号 0854-45-2521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社都間土建
事業場の所在地	島根県雲南市三刀屋町給下622-1
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	資本金4,500万円
③ 従業員数	48名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(事業場・委託) (委託) (委託) 発生 → 収集・運搬 → 中間処理 → 最終処分(再生含む)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 30年度）実績】 別紙実施状況報告書のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 設計及び施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。		
②計画	【目標】別紙処理委託計画表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続実施予定。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 土木・建築工事においては、再利用を図るため作業所での分別を推進し、産業廃棄物が混合しないようにする。 解体工事においては、建設リサイクル法及びその基本方針に基づき分別解体を実施し、混合産業廃棄物の発生を削減する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを継続実施予定。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30年度）実績】別紙実施状況報告書のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者との委託契約を徹底し、適正な処理を行う。 委託処理状況の確認は、本社と作業所が協力して定期的に行う。 マニフェストの管理を徹底する。		

(第5面)

②計画	【目標】別紙処理委託計画表のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続実施予定。 できる限り再生利用業者へ処理委託するように努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理委託計画表

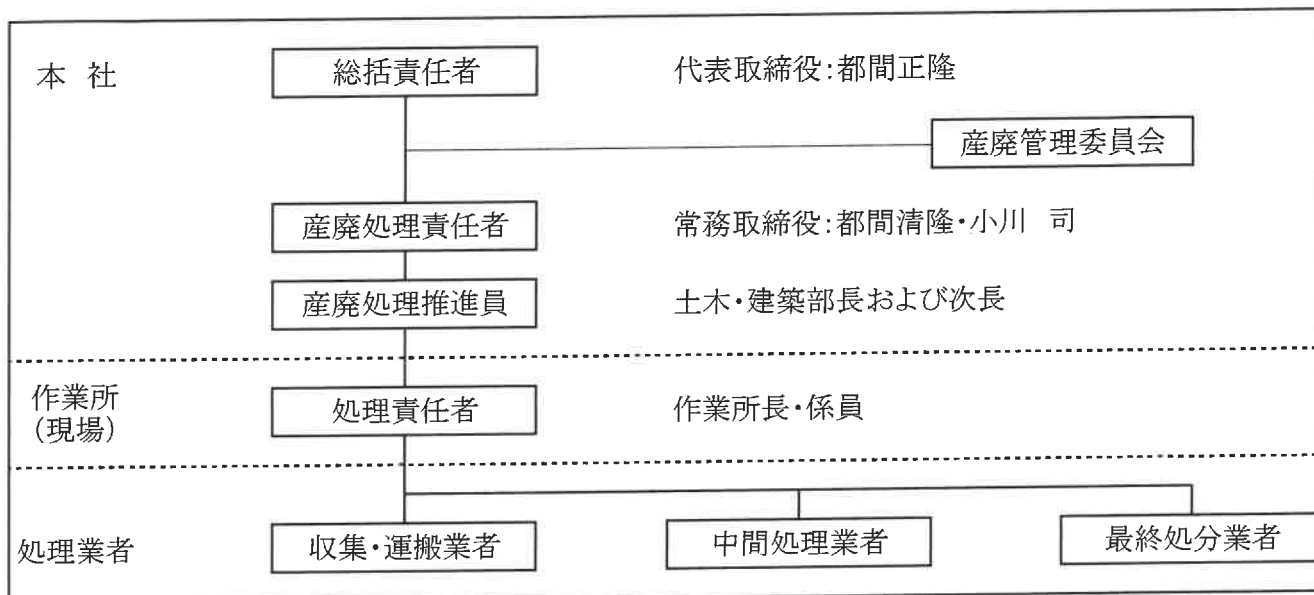
産業廃棄物の種類 名称	前年度の産業 廃棄物発生量	処 理 状 況										⑩優良認定処理業者 への処理委託量(t)				
		①計画排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理し (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残存量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後の再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理し 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した 量 (t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)		⑪再生利用業者への 処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者以外 の熱回収業者への 処理委託量(t)	⑭その他の処理業者 への処理委託量(t)
コンクリート破	7,684.7	2,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アスファルト破	1,424.3	500.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	500.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
がれき類	146.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
ガラス・陶磁器 等	110.5	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
廃プラスチック類	57.5	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
金属くず	415.7	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
建設汚泥	117.3	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0
紙くず	15.1	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
木くず	1,740.8	1,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	500.0
繊維くず	3.9	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
廃油	2.5	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
合計	11,718.8	3,777.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,777.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,420.0

処理に係わる管理体制に関する事項

管理体制(廃棄物処理に関する管理組織機能等)

責任者等の名称	担当役職名	業務内容
総括責任者	代表取締役	産廃物処理に関する管理組織の整備及び業務を総括する。
産廃管理委員会	委員長 総括責任者 委員 各部長 産廃管理責任者 産廃管理推進員 処理責任者(作業所長) 事務局 総務部	産廃物処理に関する事項を総合的な調査・審議を行なうとともに社内コミュニケーションを図る。 ・産業廃棄物処理に関する検討 発生抑制、減量化、循環利用、適正処理 計画的な処理の管理運営に必要な事項の検討 ・処理基本方針、管理手順等の審議 ・社内コミュニケーション
産廃管理責任者	常務取締役	廃棄物の処理方針を定め、計画的な処理の管理を行なう。 ・廃棄物処理基本方針の策定 ・管理及び処理マニュアルの策定・改廃 ・社員に対する関係法令等の周知並びに教育・啓発 ・廃棄物の発生量、処理実績及び問題点の把握 ・外部との窓口、情報公開
産廃管理推進員	土木部:部長・次長 建築部:部長・次長	店社の廃棄物処理計画の策定・推進及び作業所の指導並びに記録の保存等を行なう。 ・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 ・処理計画実施状況報告等官庁への各種報告 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結(本社:本書、作業所:写) ・廃棄物管理票(マニフェスト)の交付、管理 ・作業所に対する情報提供、支援及び指導 ・作業所の管理状況等定期点検
処理責任者	各作業所長 (又は、所長が指名する者)	現場の廃棄物処理方針・計画の策定、推進及び下請業者・処理業者の監督・指導等を行なう。 ・現場での管理組織の整備 ・現場での適正管理方針決定及び処理計画の作成 ・処理業者の監督及び処理状況の確認(含、定期点検) ・廃棄物処理実績の集計・保存及び店社への報告 ・マニフェストの交付管理 ・協力業者の指導、監督

廃棄物管理組織図



(2) 管理体制の強化

ア、本社及び作業所を通じ管理組織を整備し、それぞれにおける責任と役割を明確にして産業廃棄物の計画的な処理の管理に努めます。

イ、全社横断的な組織として、「産廃管理委員会」を設置し、産廃処理全体の管理の視点から総合的な調査・審議を行なうとともに、内部コミュニケーションを図り、適正な処理の徹底を期します。

ウ、発生抑制、減量化、循環利用及び関係法令に関する教育を行ないます。また、関連会社の教育、研修も強化します。

エ、本社は、各作業所の廃棄物処理状況と管理体制を定期的に点検し指導します。

オ、作業所は、現場における廃棄物管理組織を整備し、定期点検を実施するなど日常管理の徹底を図ります。